

第Ⅲ章 気になる児童生徒の指導や支援の充実のために (2022年4月追補版)

*** 目次 ***

1 特性に応じた指導や支援

(1) 一人一人の特性等に応じた指導や支援のために～学習指導要領を中心に考える～	2
(2) 障がいのある子どもの指導や支援の基本	4
(3) 障がいのある児童生徒の「教育的ニーズ」	6
(4) 障がい種別の教育的対応のためのコーディネートアイデア(例)	
① 視覚障がい	8
② 聴覚障がい	18
③ 知的障がい	27
④ 肢体不自由	37
⑤ 病弱・身体虚弱	49
⑥ 言語障がい	60
⑦ 情緒障がい	74
⑧ 自閉症	86
⑨ 学習障がい	96
⑩ 注意欠陥多動性障がい	106
☆ 医療的ケアとは	117

2022年4月追補版について

本コーディネートハンドブックは、インクルーシブ教育システムの推進のために、特別支援教育の基礎知識やアイデアを、現場の先生方に分かりやすく伝えることを目的に作成しています。本センターWebサイトにおける発信からスタートし、2019年、2020年には冊子にして福島県内の教育委員会や各学校へ配付してきました。

2021年6月30日、文部科学省初等中等教育局「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」が公表され、従来の「教育支援資料」が改訂されたことを受け、本コーディネートハンドブックの一部を見直し、このたび追補版の資料を作成しました。

追補版では、これまでの記載内容を生かしつつ、「障害のある子供の教育支援の手引」の内容を中心に更新しています。「障害のある子供の教育支援の手引」の概要や教育的ニーズの整理についての理解のために御活用いただければ幸いです。

(1) 一人一人の特性等に応じた指導や支援のために ～学習指導要領を中心に考える～

平成29年7月に示された小学校学習指導要領解説総則編、中学校学習指導要領解説総則編、平成30年7月に示された高等学校学習指導要領解説総則編では、特別支援教育において大切な視点を次のように述べています。

特別支援教育において大切な視点は、児童〔生徒〕一人一人の障害等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことであると言える。

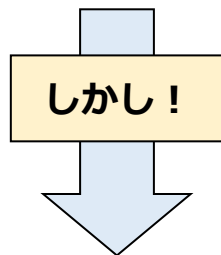
*（生徒）は中学校・高等学校学習指導要領での表記

*下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

(a) 特性に応じた指導や支援を行う前に、大切にしたい視点



**障がいの種類や程度に関する知識は、私たちの教育の指導・支援の選択肢を広げます。
そのことが、児童生徒の未来も広げます。**



「児童生徒一人一人の」という視点がポイントです。

障がいの種類や程度によって一律に指導内容や指導法が決まるわけではありません。

目の前の子どもに合わせて、何が効果的なのかは、本人・保護者、同僚等で話し合いながら決めていくことが大切です。障がいの状態や抱えている学習上又は生活上の困難さは一人一人違います。

だからこそ「児童生徒一人一人の」という視点で子どもの特性等を捉えていく姿勢が大切だと考えます。



(b) 特性に応じた指導・支援の【10の視点】

小学校、中学校、高等学校の「学習指導要領解説」における各教科等の解説では、障がいのある児童生徒などへの配慮事項について次のように述べています。

障害のある児童〔生徒〕などの指導に当たっては、個々の児童〔生徒〕によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

*〔生徒〕は中学校・高等学校学習指導要領で表記

*下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記



学習活動を行う場合に生じる困難さについて、学習指導要領解説では次の困難さを記載しています。

- ①見えにくさ
- ②聞こえにくさ
- ③道具の操作の困難さ
- ④移動上の制約
- ⑤健康面や安全面での制約
- ⑥発音のしにくさ
- ⑦心理的な不安定
- ⑧人間関係形成の困難さ
- ⑨読み書きや計算等の困難さ
- ⑩注意の集中を持続することが苦手

*この視点以外にも、様々な困難さが考えられることにも留意が必要です。

学習上の困難さに対して、全ての各教科等の学習指導要領解説において、その指導内容や指導方法の工夫を示しています。その際、各教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替えを安易に行うことがないように留意するとともに、児童生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要があります。

当センターでは、この記載のある10の項目を【10の視点】と位置付けています。



今回の学習指導要領で示されている各教科等の指導内容や指導方法の工夫の具体的内容は、福島県特別支援教育センターWebサイトで『障がいのある児童生徒などへの配慮』の中で紹介しています。

私たちの指導・支援の幅を広げることで、
子どもたちの学びのチャンスが広がります！

(2) 障がいのある子どもの指導や支援の基本

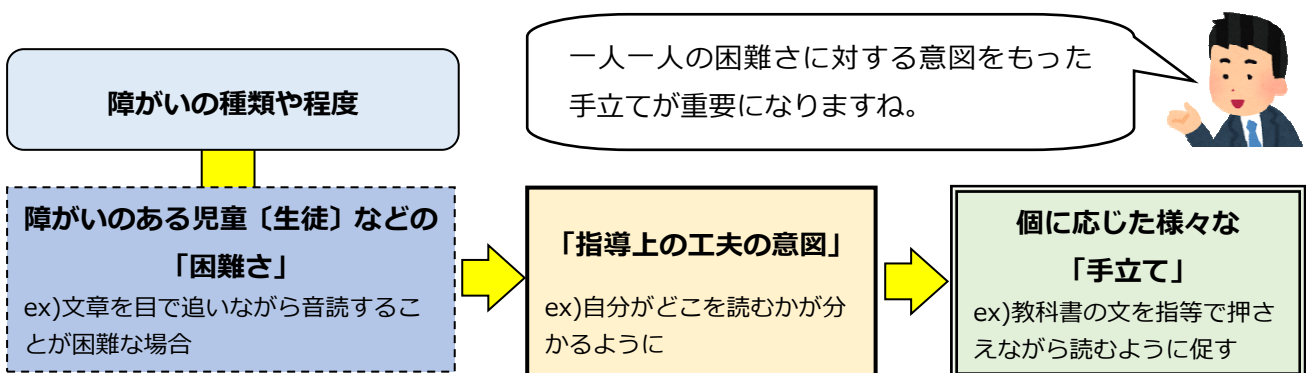
(a) 障がいの状態等に応じた指導

小学校学習指導要領解説総則編(H29)、中学校学習指導要領解説総則編(H29)及び高等学校学習指導要領解説総則編(H30)には、次の記載があります。

障害のある児童〔生徒〕などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)などのほか、学習面又は行動面において困難のある児童〔生徒〕で発達障害の可能性のある者も含まれている。このような**障害の種類や程度を的確に把握した上で**、障害のある児童〔生徒〕などの**「困難さ」**に対する**「指導上の工夫の意図」**を理解し、個に応じた様々な**「手立て」**を検討し、指導に当たっていく必要がある。

*〔 〕は中学校学習指導要領解説総則編での表記

*下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記



学習指導要領解説の各教科等編(H29/H30)には、各教科等ごとに「障がいのある児童生徒への配慮についての事項」として、「困難さ」「指導上の工夫の意図」「手立て」についての具体的な例示が記載されています。(下記は、小学校学習指導要領解説国語科編 P160 からの抜粋)

例えば、国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。

- 文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具(スリット等)を活用することなどの配慮をする。

*下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

*下線_____は「困難さ」、下線_____は「指導上の工夫の意図」、下線_____は「手立て」を表しています。

他の教科等の例については、本センターWebサイト版「コーディネートハンドブック2020『障がいのある児童生徒などへの配慮』教科等コーディネートアイデア(例)」にまとめていますので、ぜひご参照ください。<https://special-center.fcs.ed.jp/>【コーディネートハンドブック2020版】

(b) 参考となる資料

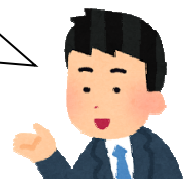
小学校学習指導要領解説総則編 (H29)、中学校学習指導要領解説総則編 (H29) 及び高等学校学習指導要領解説総則編 (H30) には、次の記載があります。

小学校〔中学校〕学習指導要領解説の各教科等編のほか、**文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にしながら**、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童〔生徒〕などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。～(中略)～このように障害の種類や程度を十分に理解して指導方法の工夫を行うことが大切である。

*〔 〕は、中学校学習指導要領解説総則編での表記

*下線、太字は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

ここで示された「教育支援資料 (平成 25 年 10 月)」は、「**障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ (令和 3 年 6 月)**」に改訂されました。



(c) 「障害のある子供の教育支援の手引」とは

令和 3 年 6 月に公表された「障害のある子供の教育支援の手引」には、改訂の趣旨が次のように示されています。(「はじめに」から一部を抜粋)

今般、同有識者会議報告*を踏まえ、「教育支援資料」の内容について、障害のある子供の就学先となる学校 (小中学校等、特別支援学校) や学びの場 (通常の学級・通級による指導・特別支援学級) の適切な選択に資するよう改訂を行うとともに、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる関係者の全てに理解してほしいことから、「障害のある子供の教育支援の手引」と名称を改定しました。

*文部科学省「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告 (令和 3 年 1 月)」



障がいのある子どもの「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等の記載を充実するなど、**障がいのある子どもやその保護者、市区町村教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方**が記載されています。

※文部科学省の Web サイトでダウンロードできます。また、書籍 (ジアース教育新社) も販売されています (左写真)。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

障がいのある子どもの教育支援の正しい理解と認識が、各学校での指導や支援の基盤になります

(3) 障がいのある児童生徒の「教育的ニーズ」

(a) 「障害のある子供の教育支援の手引」*の概要

令和3年6月、文部科学省から公表された「障害のある子供の教育支援の手引」は下記の構成で整理されています。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

- 1 障害のある子供の教育に求められること
- 2 早期からの一貫した教育支援
- 3 今日的な障害の捉えと対応

第1編では、「教育的ニーズ」や「合理的配慮」等の障がいのある子供の教育支援に係る基本的考え方を解説しています。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

- 第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方
- 第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動
- 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス
- 第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス
- 第5章 適切な支援を行うに当たって期待されるネットワークの構築
- 第6章 就学に関わる関係者に求められるもの～相談担当者的心構えと求められる専門性～

第2編では、従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学びの場の見直しに分けて詳説しています。

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

- I 視覚障害／II 聴覚障害／III 知的障害／IV 肢体不自由
- V 病弱・身体虚弱／VI 言語障害／VII 自閉症
- VIII 情緒障害／IX 学習障害／X 注意欠陥多動性障害

第3編では、第1編の「教育的ニーズ」の内容を障がい種ごとに具体化し、就学先となる学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項の記載が充実しました。

○別冊 小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために

近年、小中学校等における医療的ケア児の就学に関する相談等が増えていることを踏まえ、医療的ケア児の受入れに際し、就学に関わる関係者の全てが、理解しておくべき基本的な考え方等が示されています。

自立と社会参加を見据え、その時点でその子どもに最も必要な教育を提供することが大切です。
そのためにも、子ども一人一人「教育的ニーズ」を整理することが大切になります。



* 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月）」

(b) 「教育的ニーズ」とは

「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月)では、次のように記載されています。

教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等(以下「障害の状態等」という。)を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものである。そして、こうして把握・整理した、子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要である。

*下線、太字は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

教育的ニーズを整理するために

対象となる子供の教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することである。そうした教育的ニーズを整理するには、三つの観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を踏まえることが大切である。～略～

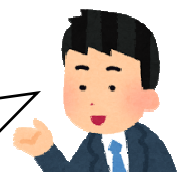
*下線、太字は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月)の記載事項を踏まえ、「教育的ニーズ」を整理するための観点について、下記の表に整理しました。

教育的ニーズを整理するための観点	・ 観点ごとに示された各視点
観点① ○○障がいの状態等の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医学的側面からの把握 ・ 心理学的・教育的側面からの把握
観点② ○○障がいのある子どもに特に必要な指導内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前までに特に必要とされる養育の内容 ・ 義務教育までに特に必要とされる指導内容
観点③ ○○障がいのある子どもの教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)の「別表」の観点による配慮の検討

それぞれの観点・視点に関する具体的な内容については、障がい種ごとに把握すべき事項もあるため、それらについては「第3編 障害の状態等に応じた教育的対応」のI~X(各障がい種別)の1の「(2) 教育的ニーズを整理するための観点」を参照する。

本ハンドブック別添「障がい種別の教育的対応のためのコーディネートアイデア(例)」には、各障がい種ごとの具体例を掲載しています。障がいのある児童生徒一人一人の「教育的ニーズ」の整理に、ぜひご活用ください。



障がいのある児童生徒一人一人の「教育的ニーズ」に応える教育を